



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikei.jp

3
2019

働き方改革関連法一年次有給休暇の時季指定義務制度の創設②

平成31(2019)年4月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、年次有給休暇の時季指定義務制度(労働基準法の改正)を取り上げます。今回は、この改正に付随して、企業(使用者)に、作成と保存が義務付けられた「年次有給休暇管理簿」を取り上げます。

年次有給休暇の時季指定義務制度② 年次有給休暇管理簿

年次有給休暇管理簿とは、年次有給休暇の取得の時季、日数及び基準日を、労働者ごとに明らかにした書類のこと。企業(使用者)は、これを作成し、年次有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければならない。

(年次有給休暇管理簿は、労働者名簿または賃金台帳とあわせて調製することができる。)

また、必要などきにいつでも出力できる仕組みとした上で、システム上で管理することも差し支えない

例)労働者名簿または賃金台帳に以下のような必要事項を盛り込んだ表を追加する。〔厚生労働省/資料〕

年次有給休暇取得日数	基準日	2019/4/1 ← 基準日		(補足)基準日が2つ存在する場合には、基準日を2つ記載する必要があります。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	取得日数	18日 ← 日数		(補足)基準日から1年以内の期間における年休取得日数(基準日が2つ存在する場合には1つ目の基準日から2つ目の基準日の1年後までの期間における年休取得日数)を記載する必要があります。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	年次有給休暇を取得した日付	2019/4/4(木)	2019/5/7(火)	2019/6/3(月)	2019/7/1(日)	2019/7/15(日)	2019/7/29(日)	2019/8/12(日)	2019/8/26(日)	2019/9/9(日)	2019/9/23(日)	2019/10/7(日)	2019/10/21(日)	2019/11/4(日)	2019/11/18(日)	2019/12/2(日)	2020/1/16(日)	2020/2/9(日)	2020/2/23(日)	2020/3/9(日)	2020/3/23(日)	2020/4/6(日)	2020/4/20(日)	2020/5/4(日)	2020/5/18(日)	2020/6/1(日)	2020/6/15(日)	2020/6/29(日)	2020/7/13(日)	2020/7/27(日)	2020/8/10(日)	2020/8/24(日)	2020/9/7(日)	2020/9/21(日)	2020/10/5(日)	2020/10/19(日)	2020/11/2(日)	2020/11/16(日)	2020/11/30(日)	2020/12/14(日)	2020/12/28(日)	2021/1/11(日)	2021/1/25(日)	2021/2/8(日)	2021/2/22(日)	2021/3/8(日)	2021/3/22(日)	2021/4/5(日)	2021/4/19(日)	2021/5/3(日)	2021/5/17(日)	2021/5/31(日)	2021/6/14(日)	2021/6/28(日)	2021/7/12(日)	2021/7/26(日)	2021/8/9(日)	2021/8/23(日)	2021/9/6(日)	2021/9/20(日)	2021/10/4(日)	2021/10/18(日)	2021/11/1(日)	2021/11/15(日)	2021/11/29(日)	2021/12/13(日)	2021/12/27(日)	2022/1/10(日)	2022/1/24(日)	2022/2/7(日)	2022/2/21(日)	2022/3/7(日)	2022/3/21(日)	2022/4/4(日)	2022/4/18(日)	2022/5/2(日)	2022/5/16(日)	2022/5/30(日)	2022/6/13(日)	2022/6/27(日)	2022/7/11(日)	2022/7/25(日)	2022/8/8(日)	2022/8/22(日)	2022/9/5(日)	2022/9/19(日)	2022/10/3(日)	2022/10/17(日)	2022/10/31(日)	2022/11/14(日)	2022/11/28(日)	2022/12/12(日)	2022/12/26(日)	2023/1/9(日)	2023/1/23(日)	2023/2/6(日)	2023/2/20(日)	2023/3/6(日)	2023/3/20(日)	2023/4/3(日)	2023/4/17(日)	2023/4/30(日)	2023/5/14(日)	2023/5/28(日)	2023/6/11(日)	2023/6/25(日)	2023/7/9(日)	2023/7/23(日)	2023/8/6(日)	2023/8/20(日)	2023/9/3(日)	2023/9/17(日)	2023/10/1(日)	2023/10/15(日)	2023/10/29(日)	2023/11/12(日)	2023/11/26(日)	2023/12/10(日)	2023/12/24(日)	2024/1/7(日)	2024/1/21(日)	2024/2/4(日)	2024/2/18(日)	2024/3/4(日)	2024/3/18(日)	2024/4/1(日)	2024/4/15(日)	2024/4/29(日)	2024/5/13(日)	2024/5/27(日)	2024/6/10(日)	2024/6/24(日)	2024/7/8(日)	2024/7/22(日)	2024/8/5(日)	2024/8/19(日)	2024/9/2(日)	2024/9/16(日)	2024/9/30(日)	2024/10/14(日)	2024/10/28(日)	2024/11/11(日)	2024/11/25(日)	2024/12/9(日)	2024/12/23(日)	2025/1/6(日)	2025/1/20(日)	2025/2/3(日)	2025/2/17(日)	2025/3/3(日)	2025/3/17(日)	2025/3/31(日)	2025/4/14(日)	2025/4/28(日)	2025/5/12(日)	2025/5/26(日)	2025/6/9(日)	2025/6/23(日)	2025/7/7(日)	2025/7/21(日)	2025/8/4(日)	2025/8/18(日)	2025/9/1(日)	2025/9/15(日)	2025/9/29(日)	2025/10/13(日)	2025/10/27(日)	2025/11/10(日)	2025/11/24(日)	2025/12/8(日)	2025/12/22(日)	2026/1/5(日)	2026/1/19(日)	2026/2/2(日)	2026/2/16(日)	2026/3/2(日)	2026/3/16(日)	2026/3/30(日)	2026/4/13(日)	2026/4/27(日)	2026/5/11(日)	2026/5/25(日)	2026/6/8(日)	2026/6/22(日)	2026/7/6(日)	2026/7/20(日)	2026/8/3(日)	2026/8/17(日)	2026/8/31(日)	2026/9/14(日)	2026/9/28(日)	2026/10/12(日)	2026/10/26(日)	2026/11/9(日)	2026/11/23(日)	2026/12/7(日)	2026/12/21(日)	2027/1/4(日)	2027/1/18(日)	2027/2/1(日)	2027/2/15(日)	2027/3/1(日)	2027/3/15(日)	2027/3/29(日)	2027/4/12(日)	2027/4/26(日)	2027/5/10(日)	2027/5/24(日)	2027/6/7(日)	2027/6/21(日)	2027/7/5(日)	2027/7/19(日)	2027/8/2(日)	2027/8/16(日)	2027/8/30(日)	2027/9/13(日)	2027/9/27(日)	2027/10/11(日)	2027/10/25(日)	2027/11/8(日)	2027/11/22(日)	2027/12/6(日)	2027/12/20(日)	2028/1/3(日)	2028/1/17(日)	2028/2/3(日)	2028/2/17(日)	2028/3/3(日)	2028/3/17(日)	2028/3/31(日)	2028/4/14(日)	2028/4/28(日)	2028/5/12(日)	2028/5/26(日)	2028/6/9(日)	2028/6/23(日)	2028/7/7(日)	2028/7/21(日)	2028/8/4(日)	2028/8/18(日)	2028/9/1(日)	2028/9/15(日)	2028/9/29(日)	2028/10/13(日)	2028/10/27(日)	2028/11/10(日)	2028/11/24(日)	2028/12/8(日)	2028/12/22(日)	2029/1/5(日)	2029/1/19(日)	2029/2/2(日)	2029/2/16(日)	2029/3/2(日)	2029/3/16(日)	2029/3/30(日)	2029/4/13(日)	2029/4/27(日)	2029/5/11(日)	2029/5/25(日)	2029/6/8(日)	2029/6/22(日)	2029/7/6(日)	2029/7/20(日)	2029/8/3(日)	2029/8/17(日)	2029/8/31(日)	2029/9/14(日)	2029/9/28(日)	2029/10/12(日)	2029/10/26(日)	2029/11/9(日)	2029/11/23(日)	2029/12/7(日)	2029/12/21(日)	2030/1/4(日)	2030/1/18(日)	2030/2/1(日)	2030/2/15(日)	2030/3/1(日)	2030/3/15(日)	2030/3/29(日)	2030/4/12(日)	2030/4/26(日)	2030/5/10(日)	2030/5/24(日)	2030/6/7(日)	2030/6/21(日)	2030/7/5(日)	2030/7/19(日)	2030/8/2(日)	2030/8/16(日)	2030/8/30(日)	2030/9/13(日)	2030/9/27(日)	2030/10/11(日)	2030/10/25(日)	2030/11/8(日)	2030/11/22(日)	2030/12/6(日)	2030/12/20(日)	2031/1/3(日)	2031/1/17(日)	2031/2/3(日)	2031/2/17(日)	2031/3/3(日)	2031/3/17(日)	2031/3/31(日)	2031/4/14(日)	2031/4/28(日)	2031/5/12(日)	2031/5/26(日)	2031/6/9(日)	2031/6/23(日)	2031/7/7(日)	2031/7/21(日)	2031/8/4(日)	2031/8/18(日)	2031/9/1(日)	2031/9/15(日)	2031/9/29(日)	2031/10/13(日)	2031/10/27(日)	2031/11/10(日)	2031/11/24(日)	2031/12/8(日)	2031/12/22(日)	2032/1/5(日)	2032/1/19(日)	2032/2/2(日)	2032/2/16(日)	2032/3/2(日)	2032/3/16(日)	2032/3/30(日)	2032/4/13(日)	2032/4/27(日)	2032/5/11(日)	2032/5/25(日)	2032/6/8(日)	2032/6/22(日)	2032/7/6(日)	2032/7/20(日)	2032/8/3(日)	2032/8/17(日)	2032/8/31(日)	2032/9/14(日)	2032/9/28(日)	2032/10/12(日)	2032/10/26(日)	2032/11/9(日)	2032/11/23(日)	2032/12/7(日)	2032/12/21(日)	2033/1/4(日)	2033/1/18(日)	2033/2/1(日)	2033/2/15(日)	2033/3/1(日)	2033/3/15(日)	2033/3/29(日)	2033/4/12(日)	2033/4/26(日)	2033/5/10(日)	2033/5/24(日)	2033/6/7(日)	2033/6/21(日)	2033/7/5(日)	2033/7/19(日)	2033/8/2(日)	2033/8/16(日)	2033/8/30(日)	2033/9/13(日)	2033/9/27(日)	2033/10/11(日)	2033/10/25(日)	2033/11/8(日)	2033/11/22(日)	2033/12/6(日)	2033/12/20(日)	2034/1/3(日)	2034/1/17(日)	2034/2/3(日)	2034/2/17(日)	2034/3/3(日)	2034/3/17(日)	2034/3/31(日)	2034/4/14(日)	2034/4/28(日)	2034/5/12(日)	2034/5/26(日)	2034/6/9(日)	2034/6/23(日)	2034/7/7(日)	2034/7/21(日)	2034/8/4(日)	2034/8/18(日)	2034/9/1(日)	2034/9/15(日)	2034/9/29(日)	2034/10/13(日)	2034/10/27(日)	2034/11/10(日)	2034/11/24(日)	2034/12/8(日)	2034/12/22(日)	2035/1/5(日)	2035/1/19(日)	2035/2/2(日)	2035/2/16(日)	2035/3/2(日)	2035/3/16(日)	2035/3/30(日)	2035/4/13(日)	2035/4/27(日)	2035/5/11(日)	2035/5/25(日)	2035/6/8(日)	2035/6/22(日)	2035/7/6(日)	2035/7/20(日)	2035/8/3(日)	2035/8/17(日)	2035/8/31(日)	2035/9/14(日)	2035/9/28(日)	2035/10/12(日)	2035/10/26(日)	2035/11/9(日)	2035/11/23(日)	2035/12/7(日)	2035/12/21(日)	2036/1/4(日)	2036/1/18(日)	2036/2/1(日)	2036/2/15(日)	2036/3/1(日)	2036/3/15(日)	2036/3/29(日)	2036/4/12(日)	2036/4/26(日)	2036/5/10(日)	2036/5/24(日)	2036/6/7(日)	2036/6/21(日)	2036/7/5(日)	2036/7/19(日)	2036/8/2(日)	2036/8/16(日)	2036/8/30(日)	2036/9/13(日)	2036/9/27(日)	2036/10/11(日)	2036/10/25(日)	2036/11/8(日)	2036/11/22(日)	2036/12/6(日)	2036/12/20(日)	2037/1/3(日)	2037/1/17(日)	2037/2/3(日)	2037/2/17(日)	2037/3/3(日)	2037/3/17(日)	2037/3/31(日)	2037/4/14(日)	2037/4/28(日)	2037/5/12(日)	2037/5/26(日)	2037/6/9(日)	2037/6/23(日)	2037/7/7(日)	2037/7/21(日)	2037/8/4(日)	2037/8/18(日)	2037/9/1(日)	2037/9/15(日)	2037/9/29(日)	2037/10/13(日)	2037/10/27(日)	2037/11/10(日)	2037/11/24(日)	2037/12/8(日)	2037/12/22(日)	2038/1/5(日)	2038/1/19(日)	2038/2/2(日)	2038/2/16(日)	2038/3/2(日)	2038/3/16(日)	2038/3/30(日)	2038/4/13(日)	2038/4/27(日)	2038/5/11(日)	2038/5/25(日)	2038/6/8(日)	2038/6/22(日)	2038/7/6(日)	2038/7/20(日)	2038/8/3(日)	2038/8/17(日)	2038/8/31(日)	2038/9/14(日)	2038/9/28(日)	2038/10/12(日)	2038/10/26(日)	2038/11/9(日)	2038/11/23(日)	2038/12/7(日)	2038/12/21(日)	2039/1/4(日)	2039/1/18(日)	2039/2/1(日)	2039/2/15(日)	2039/3/1(日)	2039/3/15(日)	2039/3/29(日)	2039/4/12(日)	2039/4/26(日)	2039/5/10(日)	2039/5/24(日)	2039/6/7(日)	2039/6/21(日)	2039/7/5(日)	2039/7/19(日)	2039/8/2(日)	2039/8/16(日)	2039/8/30(日)	2039/9/13(日)	2039/9/27(日)	2039/10/11(日)	2039/10/25(日)	2039/11/8(日)	2039/11/22(日)	2039/12/6(日)	2039/12/20(日)	2040/1/3(日)	2040/1/17(日)	2040/2/3(日)	2040/2/17(日)	2040/3/3(日)	2040/3/17(日)	2040/3/31(日)	2040/4/14(日)	2040/4/28(日)	2040/5/12(日)	2040/5/26(日)	2040/6/9(日)	2040/6/23(日)	2040/7/7(日)	2040/7/21(日)	2040/8/4(日)	2040/8/18(日)	2040/9/1(日)	2040/9/15(日)	2040/9/29(日)	2040/10/13(日)	2040/10/27(日)	2040/11/10(日)	2040/11/24(日)	2040/12/8(日)	2040/12/22(日)	2041/1/5(日)	2041/1/19(日)	2041/2/2(日)	2041/2/16(日)	2041/3/2(日)	2041/3/16(日)	2041/3/30(日)	2041/4/13(日)	2041/4/27(日)	2041/5/11(日)	2041/5/25(日)	2041/6/8(日)	2041/6/22(日)	2041/7/6(日)	2041/7/20(日)	2041/8/3(日)	2041/8/17(日)	2041/8/31(日)	2041/9/14(日)	2041/9/28(日)	2041/10/12(日)	2041/10/26(日)	2041/11/9(日)	2041/11/23(日)	2041/12/7(日)	2041/12/21(日)	2042/1/4(日)	2042/1/18(日)	2042/2/1(日)	2042/2/15(日)	2042/3/1(日)	2042/3/15(日)	2042/3/29(日)	2042/4/12(日)	2042/4/26(日)	2042/5/10(日)	2042/5/24(日)	2042/6/7(日)	2042/6/21(日)	2042/7/5(日)	2042/7/19(日)	2042/8/2(日)	2042/8/16(日)	2042/8/30(日)	2042/9/13(日)	2042/9/27(日)	2042/10/11(日)	2042/10/25(日)	2042/11/8(日)	2042/11/22(日)	2042/12/6(日)	2042/12/20(日)	2043/1/3(日)	2043/1/17(日)	2043/2/3(日)	2043/2/17(日)	2043/3/3(日)	2043/3/17(日)	2043/3/31(日)	2043/4/14(日)	2043/4/28(日)	2043/5/12(日)	2043/5/26(日)	2043/6/9(日)	2043/6/23(日)	2043/7/7(日)	2043/7/21(日)	2043/8/4(日)	2043/8/18(日)	2043/9/1(日)	2043/9/15(日)	2043/9/29(日)	2043/10/13(日)	2043/10/27(日)	2043/11/10(日)	2043/11/24(日)	2043/12/8(日)	2043/12/22(日)	2044/1/5(日)	2044/1/19(日)	2044/2/2(日)	2044/2/16(日)	2044/3/2(日)	2044/3/16(日)	2044/3/30(日)	2044/4/13(日)	2044/4/27(日)	2044/5/11(日)	2044/5/25(日)	2044/6/8(日)	2044/6/22(日)	2044/7/6(日)	2044/7/20(日)	2044/8/3(日)	2044/8/17(日)	2044/8/31(日)	2044/9/14(日)	2044/9/28(日)	2044/10/12(日)

② 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

【取組手順】

手順 1	労働者の雇用形態を確認しましょう	法の対象となる労働者の有無をチェックします。社内で、短時間労働者や有期雇用労働者は雇用していますか？
手順 2	待遇の状況を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者の区分ごとに、賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇について、正社員と取扱いの違いがあるかどうか確認しましょう。書き出して、整理してみるとわかりやすいでしょう。
手順 3	待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と正社員とでは、働き方や役割などが異なるのであれば、それに応じて賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇が異なることはあり得ます。そこで、待遇の違いは、働き方や役割などの違いに見合った、「不合理ではない」と言えるか確認します。なぜ、待遇の違いを設けているのか、それぞれの待遇ごとに改めて考え方を整理してみましょう。
手順 4	手順2と3で、待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを説明できるように整理しておきましょう	事業主は、労働者の待遇の内容・待遇の決定に際して考慮した事項、正社員との待遇差の内容やその理由について、労働者から説明を求められた場合には説明することが義務付けられます。短時間労働者・有期雇用労働者の社員タイプごとに、正社員との待遇に違いがある場合、その違いが「不合理ではない」と説明できるよう、整理しましょう。労働者に説明する内容をあらかじめ文書に記してまとめておくとう便利です。
手順 5	「法違反」が疑われる状況からの早期の脱却を目指しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と、正社員との待遇の違いが、「不合理ではない」とは言いがたい場合は、改善に向けて検討を始めましょう。また、「不合理ではない」と言える場合であっても、より望ましい雇用管理に向けて改善の必要はないか検討することもよいでしょう。
手順 6	改善計画を立てて取り組みましょう	改善の必要がある場合は、労働者の意見も聴取しつつ、パートタイム・有期雇用労働法の施行までに、計画的に取り組みましょう。

★パートタイム・有期雇用労働を雇用している企業におかれましては、就業規則や賃金規定の見直しが必要となる可能性があります。自社の制度や諸規定の見直しは、計画的に進めていく必要がありますが、まずは、上記の手順4までは早めに取り組んでおくことが推奨されています。取組手順などについて、ご質問などがあれば気軽にお声かけください。

トピックス 2月1日～3月18日はサイバーセキュリティ月間 セキュリティの基本を今一度確認

.....インターネットを安全に利用するための「情報セキュリティ対策9カ条」.....

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ① OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう | ⑥ ネットショッピングでは信頼できるお店を選ぼう |
| ② パスワードは貴重品のよう管理しよう | ⑦ 大切な情報は失う前に複製しよう |
| ③ ログインID・パスワード 絶対教えない用心深さ | ⑧ 外出先では紛失・盗難に注意しよう |
| ④ 身に覚えのない添付ファイルは開かない | ⑨ 困ったときはひとりで悩まず まず相談 |
| ⑤ ウイルス対策ソフトを導入しよう | |

★上記の9カ条の内容は、スマートフォンやパソコンを日々活用している個人としても、企業としても、確認しておきたいところです。過去のオリンピックでは、開催都市が大規模なサイバー攻撃に遭っています。知らないうちに自社が攻撃の踏み台にされてしまわないよう、東京オリンピックを控え、セキュリティ対策も見直しておきましょう。

内閣サイバーセキュリティセンターでは、さらに具体的な内容をまとめた「インターネットの安全・安心ハンドブック」も公表しています。ご覧になりたいときは、ひと声おかけください。



3/11	<ul style="list-style-type: none"> 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
3/15	<ul style="list-style-type: none"> 2018年分の所得税・個人住民税・個人事業税、贈与税の確定申告と納付期限
4/1	<ul style="list-style-type: none"> 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

スタッフアンケート

今月のお題は、「生きている限り絶対食べたくないもの(ただし、食べられるもの)」です。さて、みんなどのようなぜいたくを言っているでしょうか。

木村：無し。食べたことがあるものの中では、好き嫌いがありません。ただ、好んで食べないものはユッケです。

五味：シャコ。子供の時エビと違って間違えて食べたらまずかったので

池上：嫌いなものも、がんばれば食べられます。生き物の姿を残したものは怖くて食べられないです。

イナゴとか蜂の子とかカエルとか熊の手・・・とか・・・？

渡辺：カメムシ(種類によってはパクチーや青リンゴの味がするらしいですが、食べたくはないです)

武井：すすめのから揚げ・・・見られているようで食べれません

濱：虫(イナゴ、蜂の子等)何か怖くて無理です(T-T)

高野：蜂の子。昔おばあちゃんが食べていましたが、見た目がどうしても無理です…

両角：産休中

小坂：レバー、ホルモンは食べたくありません！

宮坂：食べたくないものは無しです

◆あしがき◆

3月も後半となり、大分春めいてきました。働き方改革関連法の施行が、目前です。

まずは、年5日の年次有給休暇取得義務。高度プロフェッショナル制度、3か月単位のフレックスタイム制の創設。そして、努力義務として、勤務間インターバル制度。

意外と盲点なのが、医師による面接指導制度の拡充・産業医等の強化。

また、1年後である来年の4月からは、時間外労働上限規制、と法改正が続きます。

ここで、今から準備しておかないといけないのが、同一労働同一賃金です。まだ2年後ですが、最近の判例でこの同一労働同一賃金の判例が続々出てきています。

同一労働同一賃金は、「じゃあ、今月から対応しよう！」と言ってもまず不可能だと思います。今の自社にあった賃金体系を作り、又は理想とする賃金体系を作らないといけません。正社員とパートさん、契約社員との業務や責任などの違いはどこか、同じなら同基準の賃金を、違いがあればその違いに応じた待遇をしないとダメです。

業務や職責、その他の待遇の洗い出し。社員をどのように評価するのか。その評価をどのようにその賃金体系に反映させるのか。賃金テーブルはあるのか。このようなことが必要になります。

そして、評価する制度もできました、それを賃金にも反映させるようにもできました、それでは運用していきましょう、となつて、それが最初からうまくいくか？というところでは実際にはその後の微調整などはどんな制度を作ったとしても、どうしても必要になるのではないのでしょうか。

となると、お試しの運用期間も含め逆算すると、もうそろそろ人事評価制度に着手していかないと2年後の施行に間に合わないのではないかと思います。

また近々改めてお知らせしますが、人事評価制度のセミナーを共催で開催する予定であります。

期待してお待ちください。

先日、春恒例の、娘とのいちご狩りに行ってきました。昨年は身長分の個数(180個)食べるぞ!と思い達成しましたが、今年は比較的大粒だったので、とりあえず食べて満足するまでイチゴを楽しみました。

5月くらいまで楽しめるようですが、やはり少し寒い時季の方が新鮮な感じがしておいしいように思います。





- 花粉症 -

やと 痛かく たり

桜の花だよりも聞かせる 鼻に
たりました。

私は 今冬(回)も 風邪を ひきません
でした。

風邪といふことも あるとれません。
ひたひたに ぶつけていくからです。

「風邪は百病の元」とは よく言ったものだ。

むかし 25才頃 朝方 寝ると
突然 くしゃみが 10回以上も 出て 鼻水が
ポクポク - と 出る。 ぼんたううと
思いました。

ラツオで アレルギー性鼻炎と 言って
いました。

ああ、私も そうだと わかり
今では 花粉症と 言っています。
ここ10年くらいは 何とも つかたのに
今年 は 目が かゆい くしゃみ 鼻水で

ティッシュが 必需品です。

耳鼻科へ 行ったら
スギ花粉症 ですね。 治療 しますか？
しないですか？ と 聞かれ

しないというの は どういう 事ですか と 聞い
たら 5月くらいまで ひたすら 鼻を かんてると
5月には 治ります。と。

はあー、じゃあ しないで 鼻かんてい
ますという 事で、 それより 医者にも
わかりません。

コップに 塩 ひとつまみ 入れ 熱湯で
とかして 氷で うめて 片方の 鼻の穴を
押しえて 吸うと 塩水の 口に入って
きて オーっと します。

気やめですわね。 痛くないですよ。
すっぴんしてる人が うらやましい。